

多摩市国民健康保険運営協議会

1 国民健康保険運営協議会とは

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市長の諮問機関として設置される。

(国民健康保険法第 11 条第 1 項、地方自治法第 202 条の 3)

2 運営協議会委員の構成と任期

委員の構成

- ①被保険者を代表する委員 (4 人)
- ②保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (4 人)
- ③公益を代表する委員 (4 人)
- ④被用者保険等保険者の代表する委員 (2 人)

(多摩市国民健康保険条例第 2 条)

任期は 3 年。欠員により新たに任命された委員の任期は、前任者の残りの期間。

3 運営協議会が審議する重要事項 (規則第 2 条)

市町村が保険者として独自に設定する保険給付 (出産育児一時金、葬祭費) や国民健康保険税の税率額などについて、市長の諮問を受けて答申する。なお、国民健康保険の運営に関する必要な意見の交換、調査、審議、市長への意見具申を行うことができる。

4 会議の開催

開催日時 原則第 3 木曜日の午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

開催回数 1 年間に概ね 6 ～ 7 回を予定

【参考】多摩市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市国民健康保険条例（昭和34年多摩市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、多摩市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議会の職務)

第2条 協議会は、市長の諮問等に応じて次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 療養の給付期間に関する事。
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事。
- (4) 保健施設の実施大綱の策定に関する事。
- (5) その他国民健康保険事業の運営に関する事。

2 協議会は、市長の諮問を受けたときは、会議をその都度開き、速やかに答申しなければならない。

3 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員を辞職しようとするときは、事由を具して市長に届け出なければならない。

(書記)

第4条 協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

(会議の定足数)

第7条 会議は、委員定数の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、第2条の諮問に関する議事については、条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席しなければならない。

(議決の方法)

第8条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に加わるができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第10条 議長は、議事に関して必要と認めたときは、市長若しくは関係職員に対して説明を求め、又は関係資料を提出させることができる。

(会議録の作成及び保存)

第11条 議長は、書記をして会議録を調製し、これを保存させなければならない。

(会議録の署名)

第12条 前条の会議録は、議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。